

## 五監公告第5号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月17日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
佐 藤 渉

### 1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 2. 措置を講じた対象課

五泉市ごせん桜アロマ工房  
（指定管理者 一般社団法人 五泉市観光協会）  
商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

### 3. 監査の期間

令和2年9月30日～令和2年10月28日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 工場の休館日について、五泉市ごせん桜アロマ工房条例施行規則の規定による所定の手続きがなされていない。同規則に基づく適正な事務処理に努められたい。	今後はこのようなことがないように、規則に基づく適正な事務処理に努めてまいります。
② 廃棄物処理及び機械警備業務の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項による契約が締結されている。基本協定書には、指定管理者が自ら行うことが困難な業務については、あらかじめ市長の承認を得た上で、第三者に委託等することができる旨規定されており、加えて後年度予算の裏づけの無い契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。 また、今年度の「再委託に関する承認申請書」には、桜花摘み業務が記載されているが、その業務の契約が締結されていない。適正な事務処理に努められたい。	廃棄物処理及び機械警備業務の委託契約について、更新せずに今年度で契約を終了する旨相手方に通知しました。 今後は、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。 桜花摘み業務の契約につきましても、今後はこのようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。